令和6年度 七尾市省エネ家電購入応援事業

対象店舗用マニュアル

令和7年2月 七尾市環境課

	Ţ
1. 事業概要	(1)事業名
(P. 1~2)	(2)目的
	(3)事業内容
	(4)対象製品
	(5)対象店舗
	(6)事業期間
	(7)問合せ先
2. 実施準備	(1)対象店舗になるためには
(P. 3~4)	(2)七尾市省エネ家電購入応援事業の
	参加意思確認書
3. 実施手順	(1)業務の手順
(P5~8)	①申込書への記入・受取
	(市民→対象店舗)
	②申込書の確認 (対象店舗)
	③対象製品の減額販売
	(対象店舗→市民)
	④報告書の提出(対象店舗→市)
	⑤報告書の審査(市)
	⑥委託料の支払い(市→対象店舗)
	(2)本人確認のための身分証明書
4. 参考資料	· 申込書(様式第 1 号)記入例
(P9~16)	· 報告書(様式第 2 号)記入例
	・事業委託仕様書
	• 事業委託契約書
	・減額確定通知書 見本
	・今後のスケジュール
	(令和7年3月1日の開始に向けて)

付属書類:七尾市省エネ家電購入応援事業の参加意思確認書(様式)

1. 事業概要

(1)事業名	令和6年度七尾市省工ネ家電購入応援事業					
(2)目的	今般のエネルギー価格の高騰を踏まえ、七尾市民を 象に省エネ性能の高い家電製品の購入を支援すること より、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温 効果ガスの排出量削減を図ることを目的とする。					
(3)事業内容 <u>「3.事業手順」を参</u> 照 (P5~8)	①対象店舗は、七尾市民に対して、対象製品を減額して 販売する。②対象店舗は、減額販売した実績を市へ報告する。③市は、報告内容を確認し、減額分を補填する。					
(4)対象製品	七尾市省エネ家電購入応援事業の対象製品 ・エアコン ・電気冷蔵庫 ・テレビ ・LED照明器具 ・エコキュート等					
(5)対象店舗 <u>「2.事業準備」を参</u> 照(P3~4)	七尾市と事業委託契約を締結した市内の店舗					
(6)事業期間 (購入対象期間)	令和7年3月1日から令和7年8月31日まで ※予算上限に達し次第、早期終了					
(7)問合せ先	〒926-8611 七尾市袖ケ江町イ部 2 5 番地 七尾市市民生活部環境課 担当:杉吉、加地、松柳 TEL 0 7 6 7 - 5 3 - 8 4 2 1 FAX 0 7 6 7 - 5 3 - 3 3 1 5 e-mail kankyo@city.nanao.lg.jp					

対象製品	能力・容量	統一省エネラベル 省エネ性能	減額
			(台•基)
エアコン	∼2. 2kW	新基準★3以上	20,000円
		※旧基準製品については★4以上	
	2.5∼2.8kW	新基準★3以上	30,000 円
		※旧基準製品については★4以上	
	3.6k₩∼	新基準★3以上	40,000 円
		※旧基準製品については★4以上	
電気冷蔵庫	51~350L	★2以上かつ省エネ基準達成率100%	10,000円
		以上	
	351~450L	★3以上かつ省エネ基準達成率100%	30,000 円
		以上	
	451L~	★4以上かつ省エネ基準達成率100%	40,000 円
		以上	
テレビ	19~38V型	★3.5以上	10,000円
	39V 型~	★2以上	20,000 円
LED照明器具	_	★4以上	4,000円
エコキュート等	_	★4以上	80,000円
※ハイブリッド給		※寒冷地仕様は★3.5以上	
湯器を含む		※ハイブリッド給湯器は年間給湯効	
		率が 108%以上	

2. 実施準備

(1)対象店舗になるためには

七尾市と事業委託契約を締結した市内の店舗を対象店舗とする。

- ①「七尾市省エネ家電購入応援事業の参加意思確認書」を市へ提出する。 (提出方法 郵送または七尾市環境課窓口)
- ②市は「参加意思確認書」を確認後、事業者(契約者情報の宛名)へ契約書(2部 公印押印済)を送付する。
- ③事業者は、契約書内容を確認のうえ、押印及び収入印紙(200円)貼付した契約書(1部)を七尾市環境課窓口へ提出する。
- ④窓口にて、のぼり旗及びポール(2セット以内)を事業者へ配布 ※諸事情により窓口へ来られない場合は、後日配布
- ⑤七尾市ホームページで対象店舗一覧を掲載する。

(2) 令和6年度七尾市省エネ家電購入応援事業の参加意思確認書

◆当店舗は、七尾市省エネ家電購入応援事業に参加を希望しますので、下記内容のと おり、確認書を提出します。

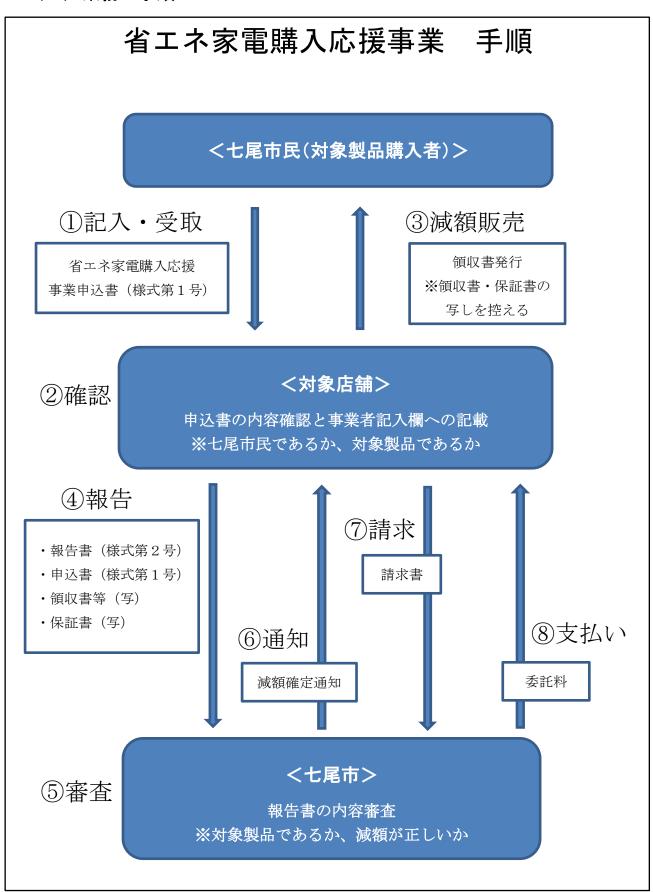
	①所在地 〒
1. 店舗情報 ※①②③は七尾市ホームページに対象店舗として掲載します。	フリガナ ②店舗名称
※発送物がある場合は、店舗所 在地へ発送します。	③電話番号
	代表者(役職、氏名)
	部署名
2. 担当者情報	氏名
※実施期間中に確認等が必要 な場合に連絡させていただく	TEL
情報です。	FAX
	メールアドレス
	所在地 〒
3. 契約者情報 ※契約書に記載する情報です。	事業者名 役職
	氏名

本参加意思確認書を提出後、七尾市と業務委託契約を締結し、当該事業の対象店舗として登録します。

【提出 先】〒926-8611 七尾市袖ケ江町イ部25番地 七尾市環境課(TEL 53-8421) 【提出方法】郵送または窓口へ持参

3. 実施手順

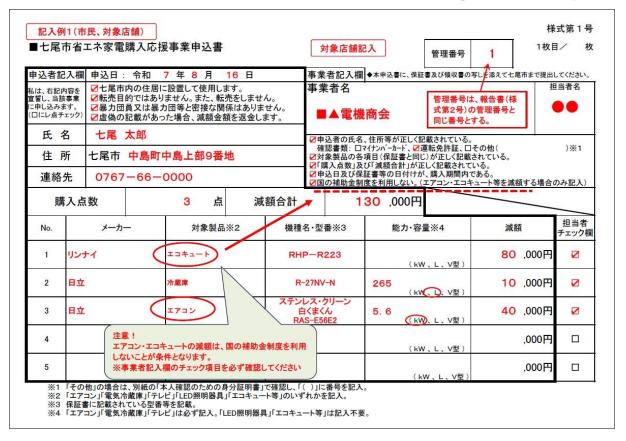
(1)業務の手順



- ①「七尾市省エネ家電購入応援事業申込書(様式第1号)」への記入・受取 (市民→対象店舗)
 - ・市民が、申込書(様式第1号)の<u>申込者記入欄(太枠内)</u>を記入した後、受付する。

②申込書の確認 (対象店舗)

- ・対象店舗は、①の記入内容を確認し、事業者記入欄の必要事項を記載する。
- ・申込者が市民であることを、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付き・ 住所記載の身分証明書(有効期限内)で確認をする。
 - ※身分証明書の確認書類は、「本人確認のための身分証明書」を参照とする。



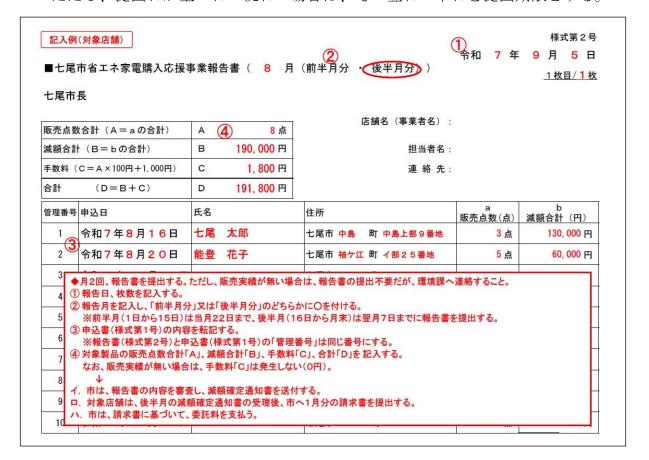
③対象製品の減額販売(対象店舗→市民)

- ・対象店舗は、市民へ対象商品を減額販売し、減額後の領収書又は購入レシート(以下、「領収書等」という。)を発行する。なお、対象商品の販売価格(税抜)に対して減額する。
 - ※注意:減額方法を誤ると消費税が変わります。
 - 【正】「販売価格(税抜)-減額」+消費税
 - 【誤】「販売価格(税抜)+消費税」-減額

購入者情報、購入日の記載を確認する。

- ・対象店舗は、市への報告に必要な「領収書等及び保証書の写し」を控える。 ※報告書の審査に必要なため、メーカー保証書への対象製品情報、販売者情報、
- ④「七尾市省エネ家電購入応援事業報告書(様式第2号)」の提出(対象店舗→市)
 - ・対象店舗は、毎月2回(前半月、後半月)、市へ報告書(様式2号)を提出する。

- ・報告書(様式第2号)には、申込書(様式第1号)、領収書等(写)、メーカー保証書(写)を添付する。
- ・「前半月(1日~15日)」の報告書は、当月の22日までに、「後半月(16日~月末)」の報告書は、翌月の7日までに、市の窓口へ直接提出する。 ただし、提出日が土・日・祝日の場合は、その翌日の平日を提出期限とする。



⑤報告書の審査(市)

- ・市は、報告書(前半月及び後半月)の内容(対象製品、減額、領収証等(写)、保証書(写))を審査する。
- ・報告書の内容に疑義がある場合は、対象店舗の担当者へ連絡し、必要に応じて、 報告書の再提出を求める。

⑥減額確定通知(市→対象店舗)

・報告書の審査後、対象製品の減額分の金額及び手数料等を記載した確定通知を対象店舗に送付する。(前半月分・後半月分の2回通知)

(7)請求(対象店舗→市)

・減額確定通知に記載された金額(該当月の前半月分・後半月分の合計額)を記載した請求書を減額確定通知日より7日以内に市へ提出する。(郵送可)

(8)委託料の支払い(市→対象店舗)

・市は、対象店舗の請求書に基づき、委託料を支払う。

(2) 本人確認のための身分証明書

- 〇本人確認のための身分証明書は、次のとおりです。
- 〇いずれも有効期限内かつ顔写真付きで、住所記載(七尾市)がある ものが条件となる。
 - ※健康保険証は対象とならない。

番号	身分証明書	番号	身分証明書
1	マイナンバーカード	12	在留カード、特別永住者証明書
2	運転免許証	13	無線従事者免許証
3	住民基本台帳カード(顔写真付)	14	認定電気工事従事者認定証
4	船員手帳	15	特殊電気工事資格者認定証
5	海技免状	16	耐空検査員の証
6	小型船舶操縦免許証	17	航空従事者技能証明書
7	猟銃·空気銃所持許可証	18	運航管理者技能検定合格証明書
8	身体障害者手帳	19	動力車操縦者運転免許証
9	戦傷病者手帳	20	教習資格認定証
10	宅地建物取引士証	21	検定合格証
11	電気工事士免状		

記入例1(市民、対象店舗)

■七尾市省エネ家電購入応援事業申込書

対象店舗記入

管理番号

1枚目/ 枚

申込者記入	欄申込日:	令和 7	7 年 8 月	16 日		事業	者記入欄	◆本申込書	に、保証書	及び領収書の	写した添えて七尾	市まで提出し	してください。
私は、右記内容 宣誓し、当該事事 に申し込みます。 (口にレ点チェック	★	的ではあり 員又は暴力	設置して使用し ません。また、車 団等と密接な関 た場合、減額金	え売をしませた 関係はありま	ぜん。	事業	者名 ▲電機	商会			/ は、報告書(様 の管理番号と する。	$\neg \mid \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $	当者名
氏 名	七尾	太郎								されている。			
住 所	七尾市	中島町中	中島上部9番	ř 地		☑対象	東製品の各耳	頁目(保証	書と同じ) オ		されている。)※1
連絡先	0767	-66-0	0000			☑申辽	込日及び保証	正書等の日	付けが、	く記載されて 購入期間内 ^で アコン・エコキ		質する場合(のみ記入)
購入	点数		3 点	減	額合計			30 ,0					
No.	メーカ-	_	対象製品	品※2	機種名	ዻ 型番	≨ ※3	能	力・容量	% 4	減額	Į	担当者 チェック欄
1 <mark>1):</mark>	ンナイ		エコキュート		RHF	P-R2	23		(kW,	L、V型)	80	,000円	V
2 =	立		冷蔵庫		R-	27NV-	-N	265	(kW.	D、V型)	10	,000円	
3	立		エアコン			ノス・ク くまくん S−E56I	ί.	5. 6	(kW),	L、V型)	40	,000円	N N
4		- プコン・エコキ	-ュートの減額は	、国の補助金	定制度を利用				(kW、	L、V型)		,000円	
5			件となります。 闌のチェック項目	を必ず確認し	してください				(kW	、L 、V型)		,000円	

- ※1 「その他」の場合は、別紙の「本人確認のための身分証明書」で確認し、「()」に番号を記入。
- ※2「エアコン」「電気冷蔵庫」「テレビ」「LED照明器具」「エコキュート等」のいずれかを記入。
- ※3 保証書に記載されている型番等を記載。
- ※4「エアコン」「電気冷蔵庫」「テレビ」は必ず記入。「LED照明器具」「エコキュート等」は記入不要。

記入例(対象店舗)

前半月分 · 後半月分

令和 7 年 9 月 5 日

■七尾市省エネ家電購入応援事業報告書(8 月(前半月分 後半月分)) 1枚目/1枚

七尾市長

販売点数合計	(A=aの合計)	Α	4 8点
減額合計(B	= bの合計)	В	190, 000 円
手数料(C=A	×100円+1,000円)	С	1,800円
合計 (D=B+C)	D	191, 800 円

店舗名(事業者名):

扫当者名:

連絡先:

管理番号	申込日	氏名	住所	a 販売点数(点)	b 減額合計(円)
1	令和 7 年8月16日	七尾 太郎	七尾市 中島 町 中島上部9番地	3 点	130, 000 円
	令和 7 年 8 月 2 0日	能登 花子	七尾市 袖ケ江 町 イ部25番地	5 点	60, 000 円
0	, <u> </u>				

- ◆月2回、報告書を提出する。ただし、販売実績が無い場合は、報告書の提出不要だが、環境課へ連絡すること。
- √ ① 報告日、枚数を記入する。
 - ② 報告月を記入し、「前半月分」又は「後半月分」のどちらかに〇を付ける。
 - ※前半月(1日から15日)は当月22日まで、後半月(16日から月末)は翌月7日までに報告書を提出する。
 - ③ 申込書(様式第1号)の内容を転記する。
 - ※報告書(様式第2号)と申込書(様式第1号)の「管理番号」は同じ番号にする。
 - ④ 対象製品の販売点数合計「A」、減額合計「B」、手数料「C」、合計「D」を記入する。 なお、販売実績が無い場合は、手数料「C」は発生しない(O円)。
 - イ、市は、報告書の内容を審査し、減額確定通知書を送付する。
- 9 口. 対象店舗は、後半月の減額確定通知書の受理後、市へ1月分の請求書を提出する。
 - ハ. 市は、請求書に基づいて、委託料を支払う。

七尾市省工ネ家電購入応援事業委託仕様書

七尾市(以下「発注者」という。)が省エネ家電購入応援事業の業務(以下「本業務」という。) を委託するにあたり、必要な事項を定める。

1. 委託名

令和6年度七尾市省工ネ家電購入応援事業委託

2. 委託期間

令和7年3月1日から令和7年9月30日まで

3. 事業の目的

エネルギー価格の高騰を踏まえ、七尾市民を対象に省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの排出量削減を図る。

4. 定義

この仕様において、掲げる用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

(1) 対象製品

以下の表1にあるエアコン、電気冷蔵庫、テレビ、LED照明器具、エコキュート等をいう。

<表1	対象製品>
<u> ≺ </u>	N 多彩

対象製品	能力・容量	統一省エネラベル 省エネ性能	減額
エアコン	~2. 2k₩	新基準★3以上 旧基準製品については★4以上	20,000円/台
	2. 5k₩∼2. 8k₩	新基準★3以上 旧基準製品については★4以上	30,000円/台
	3.6k₩∼	新基準★3以上 旧基準製品については★4以上	40,000円/台
電気冷蔵庫	51L∼350L	★2以上 かつ省エネ基準達成率 100%以上	10,000円/台
	351L~450L	★3以上 かつ省エネ基準達成率 100%以上	30,000円/台
	451L∼	★4以上 かつ省エネ基準達成率 100%以上	40,000円/台
テレビ	19V 型~38V 型	★3.5以上	10,000円/台
	39V 型~	★2以上	20,000円/台
LED照明器具	_	★4以上	4,000円/基
エコキュート等		★4以上	
※ハイブリッド給		※寒冷地仕様は★3.5以上	80,000円/台
湯器を含む		※ハイブリッド給湯器は年間給湯効率が 108%以上	

(2) 購入対象期間

令和7年3月1日から令和7年8月31日までをいう。

(3) 対象者

七尾市民(七尾市に住民票があり、市内の住居に設置するため対象製品を購入する個人で、 転売目的、暴力団員又は暴力団等と密接な関係ではない者)※事業者や町会は対象外

(4) 対象店舗

七尾市内に所在する家電を販売する実店舗(営業所等を含む)で、七尾市省エネ家電購入応援事業委託契約を締結する店舗をいう。なお、EC店舗は対象外とする。

5. 業務内容

(1) 対象者の確認

対象店舗は、運転免許証、マイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書(発注者が指定しているもの)により七尾市民であるか確認を行う。

(2) 対象製品の減額販売

購入対象期間において、七尾市民が購入する対象製品の販売価格(税抜)から「表1 対象製品」記載の減額を行う。なお、販売価格(税抜)が減額以下の価格の場合は対象とならない。 また、国の補助金制度を利用するときは減額できない。

(3) 報告

減額販売実績があった場合は、以下の書類により半月毎の実績を発注者へ提出すること。

- ①七尾市省工ネ家電購入応援事業報告書(様式第2号)
- ②七尾市省工ネ家電購入応援事業申込書(様式第1号)
- ③対象製品の保証書等の写し
- ④対象製品を減額販売した領収書の写し

(4) 提出方法

前半月(1日から15日まで)の販売実績については、当月の22日までに、後半月(16日から月末まで)の販売実績については、翌月の7日までに郵送(期限必着)または七尾市環境課窓口へ書類提出すること。(FAX及びメール不可)なお、提出日が休日(「七尾市の休日を定める条例」に定める休日)である場合はその翌日の平日を提出期限とする。

送付先: 〒926-8611

七尾市袖ケ江町イ部25番地 七尾市役所 市民生活部環境課 宛 「省エネ家電購入応援事業報告書 在中」

連絡先: TEL 0767-53-8421

(5) 貸与品

本業務の委託期間中は、七尾市省エネ家電購入応援事業の対象店舗として、のぼり旗及びポールを貸与する。委託期間が終了次第、発注者へ返却すること。

6. 報告事務に係る手数料

報告事務に関し以下の手数料を受注者へ支払う。ただし減額販売実績がない旨の報告を行った場合は該当しない。

項目	対 象	金額
申込事務手数料	対象製品1台(基)ごと	100 円
報告事務手数料	1回ごと	1,000円

7. その他の経費

本業務の販売に関する経費は受注者が負担すること。

8. 支払い

発注者は、受注者から報告を受け、内容を精査した後、減額分の金額に「6.報告事務に係る 手数料」を加算した委託料を受注者の請求に基づき月1回支払う。

9. 調査協力

報告の内容に疑義が生じた場合、また、本業務の進捗に関し調査の必要性が生じた場合は、受注者は調査に協力すること。また、発注者が資料提出を求めた場合は協力すること。

10. 対象製品返却に対する取扱い

発注者へ実績報告した後、七尾市民から対象製品の返却があった場合は、直ちに発注者へ連絡し協議すること。併せて、発注者の指示に従い該当する委託料の減額請求又は返金すること。

11. 減額販売の終了

発注者の予算が上限に達する見込みであるときは、購入対象期間内であっても減額販売を中止する。七尾市ホームページに毎月15日までに情報を公開するので確認すること。また、減額販売終了の情報を公開した場合、受注者は減額販売を直ちに終了すること。

12. 減額販売に関する注意事項

減額販売を終了した日(七尾市ホームページに公開した日)以降に販売した対象製品、納期による遅延等の理由により、購入対象期間内に保証書及び領収書の写し等の書類が揃わない対象製品は減額対象とならない。その他、詳細な内容はQ&Aを参照すること。

13. 個人情報の保護

本業務で知り得た個人情報について「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」 を遵守すること。また、本業務以外で個人情報を使用することは認めない。

14. その他

受注者は、本業務で作成した報告書等の書類に関し、本業務終了の翌年度から起算して1年間 保管すること。

七尾市省工ネ家電購入応援事業委託契約書

収入 印紙

七尾市(以下「発注者」という。)と●●●●(以下「受注者」という。)は、エネルギー価格の高騰を踏まえ、七尾市民を対象に省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの排出量削減を図ることを目的に、次のとおり委託契約を締結する。

- 1. 委託名 令和6年度七尾市省工ネ家電購入応援事業委託
- 2. 委託場所 七尾市内

(業務の委託)

第1条 発注者は、七尾市民への七尾市省エネ家電購入応援事業委託の対象製品の減額販売及び報告 事務(以下「本業務」という。)を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(対象製品の種類及び減額)

第2条 受注者は、以下の対象製品に対し販売価格(税抜)より減額するものとする。 ただし、国の補助金制度を利用する場合は減額しないものとする。

対象製品	能力・容量	統一省エネラベル 省エネ性能	減額
エアコン	~2. 2k₩	新基準★3以上 旧基準製品については★4以上	20,000円/台
	2.5k₩∼2.8k₩	新基準★3以上 旧基準製品については★4以上	30,000 円/台
	3.6k₩∼	新基準★3以上 旧基準製品については★4以上	40,000円/台
電気冷蔵庫	51L~350L	★2以上 かつ省エネ基準達成率 100%以上	10,000円/台
	351L~450L	★ 3 以上 かつ省エネ基準達成率 100%以上	30,000 円/台
	451L~	★4以上 かつ省エネ基準達成率 100%以上	40,000円/台
テレビ	19V 型~38V 型	★3.5以上	10,000円/台
	39V 型~	★2以上	20,000 円/台
LED照明器具	_	★4以上	4,000円/基
エコキュート等		★4以上	
※ハイブリッド給湯	_	※寒冷地仕様は★3.5以上	80,000円/台
器を含む		※ハイブリッド給湯器は年間給湯効率が 108%以上	

(報告)

第3条 受注者は、当該販売月の実績があった場合は、七尾市省エネ家電購入応援事業申込書(様式第1号)、七尾市省エネ家電購入応援事業報告書(様式第2号)及び関係書類により、前半月と後半月に分けて発注者へ報告するものとする。報告の内容に疑義が生じた場合は、受注者は直ちに原因を調査し、結果を受注者に報告又は報告書類を再提出しなければならない。

(報告事務に係る手数料)

第4条 報告事務に係る手数料は以下のとおりとする。ただし、減額販売の実績がない旨の報告を 行った場合は該当しないものとする。

項目	対 象	金額
申込事務手数料	対象製品1台(基)ごと	100円
報告事務手数料	1回ごと	1,000円

(その他の経費)

第5条 本業務の販売に係る経費は受注者の負担とする。

(支払い)

第6条 発注者は、第3条により受注者から報告を受け、内容を審査した後、減額分の金額に第4条に規定する手数料を加算した金額を記載した減額確定通知書を受注者に送付する。受注者は減額確定通知書に基づき1月分の委託料を請求する。発注者は請求日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(対象製品返却に対する取扱い)

第8条 受注者は、対象製品を販売し発注者へ報告した後、七尾市民から返却があった場合は、直 ちに発注者へ連絡し協議するとともに、発注者の指示に従い該当する委託料を減額し又は返金 するものとする。

(減額販売の中止又は契約の解除)

- 第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対し減額販売の中止又は委託 契約を解除することができる。
 - (1) 購入対象期間内において、発注者の予算が上限に達するとき。
 - (2) 契約解除を受注者が申し出たとき。
 - (3) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、 又は関係する官公庁から営業の停止を命ぜられたとき。
 - (4) 発注者又は受注者が、法令変更又は不可抗力により、本業務の継続が不能となったとき。
 - (5) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他これに類似する倒産手続が 発覚したとき。
 - (6) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、この契約の目的を達することができないと認められたとき。

(その他)

第10条 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。

本委託契約の締結を証するため、本書の原本2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 所在地 石川県七尾市袖ケ江町イ部25番地

名 称 七尾市

氏 名 七尾市長 茶 谷 義 隆 印

受注者 所在地

名 称

代表者 印

見本

減額確定通知書 令和6年度七尾市省エネ家電購入応援事業】 (令和7年 8 月分)最終

対象店舗名 ●●●●● 御中

七尾市 大屋市長 茶谷 義降

報告書を審査した結果、減額を確定したの通知します。

		購入点数計(点) A	減額合計(円) B	手数料(円) C=A×100+1,000	合計(円) D=B+C
前半月	報告額	1 点	20,000 円	1,100 円	21,100 円
	確定額	1 点	20,000 円	1,100 円	21,100 円
後半月	報告額	6 点	94,000 円	1,600 円	95,600 円
	確定額	5 点	84,000 円	1,500 円	85,500 円
合計(確定額)		6 点	104,000 円	2,600 円	106,600 円

◆査定結果

【前半月】

*適正と認める

【後半月】

- 管理番号1、No.2(日立、冷蔵庫)が対象製品外(10,000)。

■今後のスケジュール(令和7年3月1日の開始に向けて)

(1) 2月14日(金)までに参加意思確認書を環境課へ提出(郵送可) ※2月14日以降に提出される場合、事業委託契約書に記載 の購入対象期間(3月1日以降から)となりますのでご注意く ださい。



- (2) 2月21日(金)頃 事業委託契約書等を随時発送
 - 契約書 (2部)
 - ·申込書(様式第1号)、報告書(様式第2号)



(3) 2月28日(金)までに契約書(市保有1部)を環境課窓口へ提出 ※のぼり旗、ポールを配布(2セット以内)



(4) 3月 1日(土) 事業開始(減額販売開始)

■委託料支払い

- (1)令和7年4月から: 先月の実績報告書を環境課窓口へ提出(2回)
 - ①前半月(1日~15日)→22日までに提出
 - ②後半月(16日~月末)→翌月7日までに提出
- (2)委託料支払い:月1回
 - ○報告書審査後、減額確定通知書を対象店舗へ送付する。 減額確定通知書の金額(前半月と後半月の確定額合計)の 請求により、市から口座へ振込
- (3) 事業の終了
 - ○購入対象期間の終了、または実績報告内容から予算上限に達すると判断した場合、事業を終了いたします。